

○銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則

平成17年10月11日

規則第52号

改正 平成18年 5 月 22日規則第24号
平成20年 3 月 26日規則第 8 号
平成22年 9 月 29日規則第20号
平成23年 3 月 30日規則第13号
平成24年 9 月 28日規則第27号
平成26年 6 月 23日規則第15号
平成27年10月 5 日規則第33号
平成27年12月 22日規則第44号
平成28年 3 月 29日規則第 7 号

(趣旨)

第1条 この規則は、銚田市医療福祉費支給に関する条例(平成17年銚田市条例第93号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(医療福祉費受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定により医療福祉費の支給を受けられる場合は、同項に規定する事実を証明するに足る書類
- (2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、次の各号に定める書類を提示し又は提出しなければならない。

- (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類
- (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
- (3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、市長が定める書類
- (4) 条例第2条第3号ア(イ)に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類
- (5) 条例第2条第3号ア(ウ)に該当する者にあつては、在学を証する書類
- (6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

4 条例第3条に定める対象者に該当する期間内にあり、医療福祉費受給者証又は単独医療福祉費受給者証に記載された有効期間を更新しようとする場合において、第1項の申請書に記載すべきすべての事項について、公簿等により確認することができるときは、第1項の申請書の提出を省略することができるものとする。

(受給者証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者(以下「対象者」という。)であり条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者に次の各号の対象者の区分に従い、それぞれ当該各号に定める受給者証を交付するものとする。

- (1) 母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等 医療福祉費受給者証(様式第2号)
- (2) 妊産婦 妊産婦医療福祉費受給者証(様式第2号の2)
- (3) 次の要件のいずれにも該当しない小児 医療福祉費受給者証(様式第2号)
 - ア 出生の日並びに1歳の誕生日から15歳の誕生日までの間の誕生日において、その父若しくは母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下同じ。)が条例第5条第1項第1号に規定する基準額以上であるとき。
 - イ 小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。
- (4) 前号ア及びイの要件のいずれにも該当しない小児であつて、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 単独医療福祉費受給者証(様式第2号の3)
- (5) 第3号ア及びイの要件のいずれかに該当する小児 単独医療福祉費受給者証(様

式第 2 号の 3)

- 2 前項第 4 号に定める対象者に受給者証を交付する際には、医療福祉費受給者証表面に、入院のみ有効である旨を、単独医療福祉費受給者証表面に、外来のみ有効である旨をそれぞれ表示するものとする。

(受給者証の再交付申請)

第 5 条 医療福祉費受給者証、妊産婦医療福祉費受給者証又は単独医療福祉費受給者証(以下「受給者証」と称する)の交付を受けている者(以下「受給者」という。)又は条例第 4 条第 5 項に規定する保護者等(以下「保護者等」という。)は、受給者証を破り、汚し又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書(様式第 3 号)を提出して、その再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破り又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(医療福祉費の支給申請)

第 6 条 条例第 4 条第 5 項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書(様式第 4 号)を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第 4 条第 6 項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

- 3 第 1 項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。

(支給の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第 5 号)により、申請者に通知するものとする。

(受療の手続)

第 8 条 対象者は、条例第 4 条第 6 項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和58年政令第6号)第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。
(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届(様式第7号)に受給者証を添えて行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払口座等
- (6) 条例第2条第3号ア(イ)に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第3号ア(ウ)に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- (10) 対象者の加入保険の被保険者及びその所在地若しくは名称
(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届(様式第8号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の旭村医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和52年旭村規則第6号)、銚田町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和58年銚田町規則第3号)又は大洋村医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年大洋規則第12号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成17年10月31日以前の診療に係る医療福祉費請求等については、合併前の規則の例によるものとする。

附 則(平成18年5月22日規則第24号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日規則第8号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成22年9月29日規則第20号)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 様式第1号のうち保険種別、様式第2号及び様式第7号の改正については、平成22年4月1日から適用する。
- 3 この規則による改正後の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成23年3月30日規則第13号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定については、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成24年9月28日規則第27号)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定によ

る様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成26年 6 月23日規則第15号)

- 1 この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の銚田市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成27年10月 5 日規則第33号)

この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。

附 則(平成27年12月22日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行前において、改正前の規則により行った手続き、その他の行為で、この規則に相当する手続き、その他の行為は、この規定によって行ったものとみなす。
- 3 この規則による改正前の規則の規定による様式については、所要の補正を加え使用できるものとする。

附 則(平成28年 3 月29日規則第 7 号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

○福 医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)

7/19

様式第2号(第4条関係)

(表)

㊦ 医療福祉費受給者証								
公費負担者番号								
受給者番号								
被保険者証等の 記号及び番号								
保険種別		国・退・協会・組・船・共・国組・後期・日						
保険者番号								
受 給 者	住 所							
	氏 名	男 女						
	生年月日	年 月 日						
有効期間		自 年 月 日 至 年 月 日 入院のみ有効 ※小児で入院のみ対象の場合						
発行機関名 及び 印		茨 城 県 銚 田 市 印						
交付年月日		年 月 日						

(裏)

注 意 事 項

1. この証は、銚田市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2. 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3. 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに銚田市役所又は各支所に届け出てください。
4. 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、すみやかに銚田市役所又は各支所へ返還してください。
5. その他おわかりにならないことは、銚田市役所又は各支所窓口でおたずねください。

様式第2号の2(第4条関係)

(表)

 妊産婦医療福祉費受給者証 ◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。								
公費負担者番号								
受給者番号								
被保険者証の 記号及び番号								
保険種別		国・退・協会・組・船・共・国組・後期・日						
保険者番号								
受給者	住所							
	氏名	男 女						
	生年月日	年 月 日						
有効期間		年 月 日 から 出産日の翌月末日 まで (出産予定日 年 月 日)						
発行機関名 及び印		茨城県市 鉾田 印						
交付年月日		年 月 日						

(裏)

注 意 事 項

1. この証は、銚田市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
 2. 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
 3. 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに銚田市役所又は各支所に届け出てください。
 4. 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、すみやかに銚田市役所又は各支所へ返還してください。
 5. その他おわかりにならないことは、銚田市役所又は各支所窓口でおたずねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。

様式第2号の3(第4条関係)

(表)

福 単独医療福祉費受給者証								
公費負担者番号								
受給者番号								
被保険者証等の 記号及び番号								
保 険 種 別		国・退・協会・組・船・共・国組・後期・日						
保 険 者 番 号								
受 給 者	住 所							
	氏 名	男 女						
	生年月日	年 月 日						
有 効 期 間		自 年 月 日 至 年 月 日 外 来 の み 有 効 ※小児で外来のみ対象の場合						
発 行 機 関 名 及 び 印		茨 城 県 銚 田 市 印						
交 付 年 月 日		年 月 日						

様式第2号の3(第4条関係)

(裏)

注 意 事 項

1. この証は、銚田市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2. 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3. 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに銚田市役所又は各支所に届け出てください。
4. 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、すみやかに銚田市役所又は各支所へ返還してください。
5. その他おわかりにならないことは、銚田市役所又は各支所窓口でおたずねください。

様式第3号(第5条関係)

㊦ 医療福祉費受給者証再交付申請書

公費負担者番号		対象者	男 女		
受給者番号		氏名	明・大 昭・平	年 月	日生
再交付申請 の理由					
誓 約 書 受給者証を発見したときは、ただちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけないことを誓約いたします。 受給者 ㊦ (注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。					
上記のとおり申請します。 年 月 日 銚田市長様 申請者住所 〔受給者又は 保護者等〕氏名 ㊦ (注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。					

様式第4号(第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書					
公費負担者番号		受給者氏名			
受給者番号		生年月日	明・大昭・平	年 月 日	
被保険者証 記号番号		保険種別	協会・組・日・船・共・国・国退・国組・後期		
		保険者名			
医療機関等の 所在地及び名 称又は氏名					
医療等 の 内 容	内科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コル セット その他()	医療等 を受け た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
医療機関等で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)				円	
上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。 年 月 日 銚田市長 様 申請者 住所 銚田市 (受給者又は保護者) 氏名 電話 () (注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をば印に代えることは、差し支えありません。					
(注) 1. 添付書類 ① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書 ② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書 2. 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額及び高額療養費等を控除した額が支給されます。 3. ※欄は、市町村で記入します。					
※支給 内 訳	領 収 書 等 の 金 額		患 者 負 担 額	薬 剤 一 部 額	標 準 負 担 額
	円		① 円	② 円	③ 円
	控内 除額 訳	自 己 負 担 金 額		附 加 給 付 額	
		他 法 公 費 負 担 額		そ の 他	
		高 額 療 養 費		控除額計 ④	
交 付 決 定 額		①+②+③-④ 円			
支払 方法	1 口座振替	(銀行・支店) (口座番号) (預金種目) 1 普通 2 当座 (口座名義人) (電話番号)			

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

福 医療福祉費支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました 様にかかる
医療福祉費について、審査の結果、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 承認

支給額 円 （下記明細のとおり）

診療年月	支給額（円）	備 考

支払予定日 年 月 日

支払方法 口座振込 金融機関名
口座番号
口座名義人

※上記金額を、指定口座に振り込みますのでご確認ください。

2 不承認 一部不承認
理由

（教示）
この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に銚田市長に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、銚田市を被告として（訴訟において銚田市を代表とする者は銚田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号(第10条関係)

㊦ 医療福祉費受給資格等変更届

公費負担者番号		受給者	氏 名	
受給者番号			生年月日	年 月 日
届出事項	変 更 前		変 更 後	変更年月日
氏 名	ふりがな		ふりがな	
住 所				
扶養義務者	対象者又はその父母との続柄()		対象者又はその父母との続柄()	
所 得	円		円	
支払口座等	支払区分 預金種目 金融機関名 口座番号 口座名義人		支払区分 預金種目 金融機関名 口座番号 口座名義人	
障害の程度	級		級	
高校等在学状況	学校名等		学校名等	
加入保険の世帯主 被保険者 組 合 員	世帯主 被保険者 組合員		世帯主 被保険者 組合員	
保 険 者 番 号				
種 別 保険者の名称 所在地	国・退・協会・組・船・ 共・国組・後期・日		国・退・協会・組・船・ 共・国組・後期・日	
被保険者証の 記 号 番 号	記号 番号		記号 番号	
有 効 期 間				
喪失年月日	年 月 日 事由(死亡, 転出, その他)			
医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。 年 月 日 銚 田 市 長 様 住 所 届出者 氏 名 電話番号 ㊦ (注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。				

様式第8号(第11条関係)

㊦ 第三者の行為による被害届			
公 費 負 担 者 番 号		対 象 者	男 女
受 給 者 番 号		氏 名	明・大 昭・平 年 月 日生
その事故の要旨等 (日時・場所・状況等)			
疾 病 又 は 負 傷 の 状 況			
第 三 者 の 住 所 (居 所) 及 び 氏 名 (名 称) ・ 日 時 住 所 (居 所) が 明 ら か で な い と き は そ の 旨			
示 談 の 有 無	有・無(示談があった場合は示談書の写しを添えること。)		
損 害 賠 償 金 の 額			
上 記 金 額 の 受 領 年月日(見込み)	年 月 日		
上記のとおり届けます。 年 月 日 銚 田 市 長 様 届出人 受給者又は住所 保護者等 氏 名 ㊦ (注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。			

様式第 1 号(第 3 条関係)

様式第 2 号(第 4 条関係)

様式第 2 号の 2 (第 4 条関係)

様式第 2 号の 3 (第 4 条関係)

様式第 3 号(第 5 条関係)

様式第 4 号(第 6 条関係)

様式第 5 号(第 7 条関係)

様式第 6 号 削除

様式第 7 号(第10条関係)

様式第 8 号(第11条関係)